

一般廃棄物最終処分場の維持管理の状況

年度	令和6年度
施設名称	グリーンオアシス大網
所在地	大網白里市小西641番地

1 埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
不燃残渣	トン	60.15	72.76	65.05	64.96	65.06							
熔融スラグ		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00							

2 施設の点検

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁壁の点検	点検を行った年月日	4月10日	5月8日	6月12日	7月3日	8月14日							
	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし							
	損壊するおそれがある場合の措置												
遮水工の点検	点検を行った年月日	4月10日	5月8日	6月12日	7月3日	8月14日							
	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし							
	遮水効果が低下するおそれがある場合の措置												
調整池の点検	点検を行った年月日	4月10日	5月8日	6月12日	7月3日	8月14日							
	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし							
	損壊するおそれがある場合の措置												
浸出液処理設備	機能の点検	点検を行った年月日	4月3日	5月1日	6月12日	7月3日	8月7日						
	機能に異常がある場合の措置	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						
		措置を講じた年月日	-	-	-	-	-						
	導水管等の防凍措置の点検	点検を行った年月日	4月10日	5月8日	6月12日	7月3日	8月14日						
		点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						
		機能に異常がある場合の措置											

3 残余の埋立容量

測定を行った年月日	令和6年8月31日
測定の結果(m <sup>3</sup> )	75,167

\* 最終覆土を含む

#### 4-1 水質検査結果 放流水

法定検査頻度 No.1~5: 月1回以上、その他: 年1回以上

No.		単位	定量下限値	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	試料採取年月日	-	-	-	R6.4.9	R6.5.9	R6.6.3	R6.7.1	R6.8.5							
-	検査結果取得日	-	-	-	R6.5.17	R6.5.29	R6.6.26	R6.7.20	R6.8.23							
1	水素イオン濃度(水素指数)	-	-	5.8~8.6	8.0	7.9	7.8	7.2	7.8							
2	生物化学的酸素要求量	mg/l	1	10以下	<0.5	<0.5	<0.5	0.9	<0.5							
3	化学的酸素要求量	mg/l	1	10以下	1.9	2.0	1.8	1.6	1.7							
4	浮遊物質	mg/l	1	10以下	<1	<1	<1	<1	<1							
5	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	30	3000以下	<1	<1	<1	<1	<1							
6	アルキル水銀化合物	mg/l		検出されないこと				<0.0005								
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l		0.0005以下				<0.0005								
8	カドミウム及びその化合物	mg/l		0.01以下				<0.001								
9	鉛及びその化合物	mg/l		0.1以下				<0.005								
10	有機リン化合物	mg/l		検出されないこと				<0.1								
11	六価クロム化合物	mg/l		0.05以下				<0.02								
12	砒素及びその化合物	mg/l		0.05以下				<0.005								
13	シアン化合物	mg/l		検出されないこと				<0.1								
14	ポリ塩化ビフェニル	mg/l		検出されないこと				<0.0005								
15	トリクロロエチレン	mg/l		0.1以下				<0.001								
16	テトラクロロエチレン	mg/l		0.1以下				<0.001								
17	ジクロロメタン	mg/l		0.2以下				<0.001								
18	四塩化炭素	mg/l		0.02以下				<0.0002								
19	1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.04以下				<0.0004								
20	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.2以下				<0.001								
21	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.4以下				<0.001								
22	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		3以下				<0.001								
23	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.06以下				<0.0006								
24	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.02以下				<0.0002								
25	チウラム	mg/l		0.06以下				<0.0006								
26	シマジン	mg/l		0.03以下				<0.0003								
27	チオベンカルブ	mg/l		0.2以下				<0.001								
28	ベンゼン	mg/l		0.1以下				<0.001								
29	セレン及びその化合物	mg/l		0.1以下				<0.002								
30	1, 4-ジオキサン	mg/l		0.5以下				<0.005								
31	ほう素及びその化合物	mg/l		50以下				0.4								
32	ふっ素及びその化合物	mg/l		10以下				0.08								
33	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l		200以下				<0.1								
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/l		3以下				<1.0								
35	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/l		5以下				<1.0								
36	フェノール類含有量	mg/l		0.5以下				<0.05								
37	銅含有量	mg/l		1以下				0.03								
38	亜鉛含有量	mg/l		1以下				<0.05								
39	溶解性鉄含有量	mg/l		5以下				<0.1								
40	溶解性マンガン含有量	mg/l		5以下				<0.1								
41	クロム含有量	mg/l		0.5以下				<0.02								
42	窒素含有量	mg/l		120以下				2.1								
43	炭含有量	mg/l		16以下				0.09								
44	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	10以下				-								

※ 規準は自主基準値

#### 4-2 水質検査結果 地下水(観測井・上流)

法定検査頻度 No.1及び2:月1回以上、その他:年1回以上

No.		単位	定量下限値	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	試料採取年月日	-	-	-	R6.4.9	R6.5.9	R6.6.3	R6.7.1	R6.8.5							
-	検査結果取得日	-	-	-	R5.5.17	R6.5.29	R6.6.26	R6.7.20	R6.8.23							
1	電気伝導率	ms/m	-	-	25.9	27.5	27.9	27.0	26.9							
2	水素イオン濃度(水素指数)	-	-	-	6.8	6.9	6.7	6.8	7.1							
3	アルキル水銀化合物	mg/l		検出されないこと				<0.0005								
4	総水銀	mg/l		0.0005以下				<0.0005								
5	カドミウム	mg/l		0.003以下				<0.0003								
6	鉛	mg/l		0.01以下				<0.001								
7	六価クロム	mg/l		0.05以下				<0.005								
8	砒素	mg/l		0.01以下				0.007								
9	全シアン	mg/l		検出されないこと				<0.1								
10	ポリ塩化ビフェニル	mg/l		検出されないこと				<0.0005								
11	トリクロロエチレン	mg/l		0.01以下				<0.001								
12	テトラクロロエチレン	mg/l		0.01以下				<0.001								
13	ジクロロメタン	mg/l		0.02以下				<0.001								
14	四塩化炭素	mg/l		0.002以下				<0.0002								
15	1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004以下				<0.0004								
16	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1以下				<0.001								
17	1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04以下				<0.002								
18	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1以下				<0.001								
19	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006以下				<0.0006								
20	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002以下				<0.0002								
21	チウラム	mg/l		0.006以下				<0.0006								
22	シマジン	mg/l		0.003以下				<0.0003								
23	チオベンカルブ	mg/l		0.02以下				<0.001								
24	ベンゼン	mg/l		0.01以下				<0.001								
25	セレン	mg/l		0.01以下				<0.001								
26	1, 4-ジオキサン	mg/l		0.05以下				<0.005								
27	クロロエチレン	mg/l		0.002以下				<0.0002								
28	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	1以下				-								

※基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」による。

#### 4-3 水質検査結果 地下水(観測井・下流)

法定検査頻度 No.1及び2:月1回以上、その他:年1回以上

No.		単位	定量下限値	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	試料採取年月日	-	-	-	R6.4.9	R6.5.9	R6.6.3	R6.7.1	R6.8.5							
-	検査結果取得日	-	-	-	R5.5.17	R6.5.29	R6.6.26	R6.7.20	R6.8.23							
1	電気伝導率	ms/m	-	-	60.2	60.6	57.3	57.6	57.2							
2	水素イオン濃度(水素指数)	-	-	-	7.3	7.3	7.1	7.3	7.4							
3	アルキル水銀化合物	mg/l		検出されないこと				<0.0005								
4	総水銀	mg/l		0.0005以下				<0.0005								
5	カドミウム	mg/l		0.003以下				<0.0003								
6	鉛	mg/l		0.01以下				<0.001								
7	六価クロム	mg/l		0.05以下				<0.005								
8	砒素	mg/l		0.01以下				<0.001								
9	全シアン	mg/l		検出されないこと				<0.1								
10	ポリ塩化ビフェニル	mg/l		検出されないこと				<0.0005								
11	トリクロロエチレン	mg/l		0.01以下				<0.001								
12	テトラクロロエチレン	mg/l		0.01以下				<0.001								
13	ジクロロメタン	mg/l		0.02以下				<0.001								
14	四塩化炭素	mg/l		0.002以下				<0.0002								
15	1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004以下				<0.0004								
16	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1以下				<0.001								
17	1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04以下				<0.002								
18	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1以下				<0.001								
19	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006以下				<0.0006								
20	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002以下				<0.0002								
21	チウラム	mg/l		0.006以下				<0.0006								
22	シマジン	mg/l		0.003以下				<0.0003								
23	チオベンカルブ	mg/l		0.02以下				<0.001								
24	ベンゼン	mg/l		0.01以下				<0.001								
25	セレン	mg/l		0.01以下				<0.001								
26	1, 4-ジオキサン	mg/l		0.05以下				<0.005								
27	クロロエチレン	mg/l		0.002以下				<0.0002								
28	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	1以下				-								

※基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」による。